

## 第2回 貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会 議事要旨

日 時：平成28年10月14日（月）16：00～18：00

場 所：合同庁舎3号8館階自動車局会第1、第2会議室

出席委員：水野座長、河合委員、玉木委員、長尾委員（代理出席）、橋本委員（代理出席）、宮本委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、貸切バス予防整備ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について議論が行われ、ガイドラインの項目は概ね資料通りとすること、交換等を行う期間又は距離の設定と記録簿様式は作業部会が作成し第3回検討会で議論することについて了承された。

委員及びオブザーバーから出された主な意見は以下の通り。

- 貸切バスと都市間高速バスで交換等の期間又は距離を分けるべきではないか。
- 交換等の期間又は距離は、メーカー指定の交換期間を踏まえて決定するべきではないか。
- 交換等の期間又は距離の数値について、バス事業者の実態も踏まえて幅を持たせるか考慮に入れて検討すべきではないか。
- 整備にあたって自家工場を使用する事業者と専門工場に依頼する事業者とで点検の頻度等は変わるため、その観点も重要ではないか。
- 交換等の期間又は距離は、車齢に応じて整備項目は増える実態を踏まえて検討するべきではないか。

以上